

特別天然記念物

宝生院のシンパク

保存活用計画書（概要版）

土庄町教育委員会

令和4年3月



特別天然記念物宝生院のシンパク保存活用計画書の概要

土庄町教育委員会事務局生涯学習課

1. 特別天然記念物 宝生院のシンパク の概要

(1) 概要

- 特別天然記念物「宝生院のシンパク」は、香川県小豆郡土庄町の北山地区、小豆島霊場第五十四番札所 宝生院境内にあり、樹齢は1600年以上と推定され、ビャクシンでは唯一の特別天然記念物です。応神天皇が小豆島に行幸した際に、本樹がお手植えされたと伝わっています。

(2) 指定のきっかけとなった調査報告など

- 大正2年に林学博士・本多静六による調査内容をまとめた『大日本老樹名木誌』に掲載されたのち、「香川県史蹟名勝天然記念物調査会」が香川県内の史蹟・名勝・天然記念物の候補物件を調査し、公表した『香川県史蹟名勝天然記念物調査報告』第1（大正11年発行）、史蹟名勝天然記念物調査会委員であり、理学博士の三好學による調査に基づいた『史蹟名勝天然記念物調査報告』第34号（大正11年発効）に掲載された。

(3) 文化財指定の状況等

- | | |
|-------------|-------------|
| ● 天然記念物指定 | 大正11年10月12日 |
| ● 特別天然記念物指定 | 昭和30年8月22日 |
| ● 所有者 | 宗教法人 寶生院 |
| ● 管理団体 | 土庄町 |

2. 計画策定の沿革・目的

(1) 沿革・目的

- 宝生院のシンパクでは、文化財保存のための計画や日常管理等のための指針が整備できていませんでした。
- 宝生院のシンパクを次世代へと確実に守り伝えていくために、保存管理の基本方針や保存管理のあり方、中・長期的な保存整備計画、活用方法等をまとめた保存活用計画書を策定しました。

3. 宝生院のシンパクの本質的価値

(1) 生物学的価値

- 宝生院のシンパクの指定基準は「植物（一）名木、巨樹、老樹」であり、指定理由は、シンパクとして他に比すべきものがない巨樹・老樹であることであり、本樹の本質的価値です。なお、本樹は、植物分類学上は、ヒノキ科ビャクシン属のビャクシン（柏楨、別名：イブキ（伊吹）、学名：Juniperus chinensis L.）であり、シンパクは変種のミヤマビャクシン（深山柏楨、学名：Juniperus chinensis L. var. sargentii A.Henry）の別名ですが、天然記念物としては「宝生院のシンパク」の名称で指定されています。

(2) 人文的価値

- 本樹は、応神天皇が小豆島に行幸された折に、「行宮の效（しるし）」としてお手植えされた」という伝承があり、その若木が千余年を経て「一樹をもって森をなす」と称されるほどの巨樹に成長し、「效の森」あるいは「常磐の森」として崇拜され、地域のシンボルとして大切に保護されてきました。このような本樹に対する地域の人々の崇敬の念と愛情、地域のシンボルとしての存在感等の人文的価値も、本質的価値である生物学的価値（ビャクシンとして日本一の巨樹・老樹であること）とともに本樹の極めて重要な価値となっています。

4. 現状と課題

(1) 保存管理の現状

- 宝生院のシンパクは3本に分かれた幹とそこから伸びる大枝、枝葉と根系により構成されていますが、大きく傾いている幹や強風により枝が破損し、落下する事例が発生しています。

(2) 保存管理の課題

- 本樹は、平成27年に実施された樹木健康診断にて衰退度「不良（5段階中の3段階）」と診断されています。平成28年度～令和2年度に実施された樹勢回復措置の効果測定しながら、更なる樹勢回復措置を講じることが望まれます。

(3) 活用の現状

- 活用面で現在行われていることは、宗教・見学・地域イベントの3つの側面に



分けられ、注連縄の交換や見学者への対応など所有者の寶生院が中心となり、地元団体と協働しながら実施されています。

(4) 活用の課題

- これまで実施されてきた3つの側面からの活用を基軸として継続するとともに、新たなメニューの創出等により活用の幅を一層深めていく必要があります。

(5) 整備の現状

- 保存のための整備として、平成28年度から平成30年度にかけて本樹の周囲に土壌への踏圧防止用のための木道が設置されました。しかし、本樹根系の伸長範囲は、現在のところ正確には把握できていません。
- 活用のための整備として、宝生院のシンパクに関する情報発信・提供設備として、現地に文化財説明板や保全事業説明板が設置されている。また、本樹周囲の木道は、来訪者の見学においても機能しており、宝生院のシンパクを目の前で鑑賞することができている。

(6) 整備の課題

- 保存のための整備面では、幹を支える支柱について、追加設置や改修等の措置が必要であると樹木医より指摘されています。隣接する町道の取り扱いも含めて整備方法や時期を検討する必要があります。
- 活用のための整備面では、来訪者への見学ルールの周知方法や宝生院のシンパクの活用施策におけるルール整備などを整理する必要があります。また、見学時のルールなどマナー面だけでなく、宝生院のシンパクの魅力についても周知する方策を検討し、新規支援者の獲得等に繋げていく必要があります。



5. 保存活用計画の基本方針

(1) 保存管理について

宝生院のシンパクの生育状況や樹勢を把握しつつ、異常の早期発見と予防・対応を実施するため、次のように取り組みます。

また、地区区分の設定と現状変更等の取り扱い基準を設定し、天然記念物の本質的価値を次世代へと確実に継承していきます。

① 本質的価値を構成する要素の確実な継承

- ◆ 本質的価値を構成する要素（樹体）を未来へ継承していくための処置を、所有者及び管理団体が協力して行っていきます。異常な兆候を確認した場合には、文化庁並びに香川県教育委員会（以下、関係機関）に報告し、関係機関と対応策を協議の上、樹木医等の専門家の助言や調査を経て、適切な措置を講じていきます。

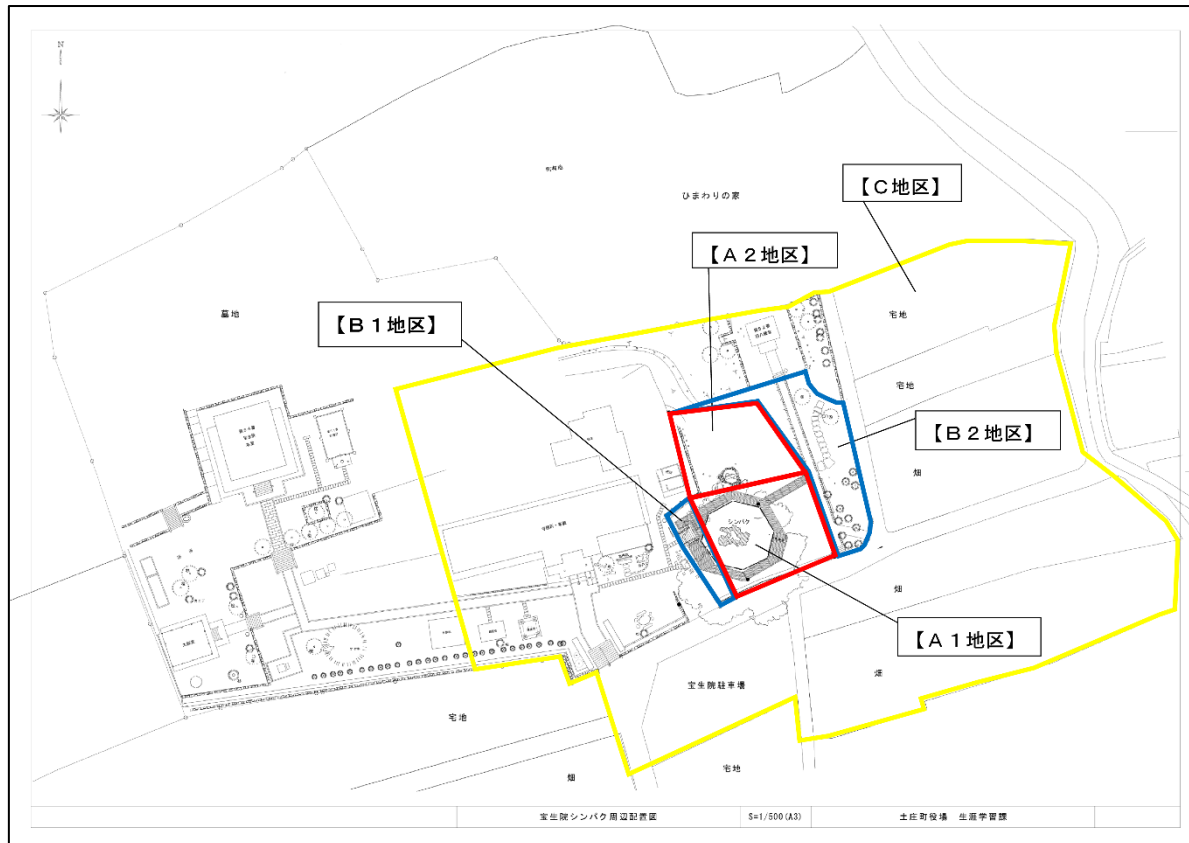
② 本質的価値に関連する要素の維持・保全

- ◆ 本質的価値に関連する要素（土壌など周辺環境）についても維持・保全活動を所有者及び管理団体が協力して行ってきます。異常な兆候を確認した場合は、樹木医等の専門家の助言や調査を経て、適切な措置を講じていきます。本質的価値に関連する要素は指定範囲内だけでなく、指定範囲外にも存在している点も留意します。

③ 人文学的価値の継承

- ◆ 宝生院のシンパクにとって大切な要素である人文的価値を未来へ残していくため、ハード面の保全とソフトの面（動産資料）の保存を図っていきます。

④ 【地区区分の管理方針】



- A 1 地区
 - 宝生院のシンパクの保全に係る行為を除き、原則として現状変更を認めません。ただし、生命や財産等への被害を抑制するため、安全管理のために必要な行為として実施する危険枝の切除など、本樹の生育に影響を及ぼさない必要最小限の範囲で計画されたものについては認めます。
 - 所有者が行う宗教行事に関連した行為や活用のために行なわれる行為については、本質的価値が損なわれないよう配慮された計画である場合に限り、認めます。

- A 2 地区
 - A 1 地区と同等の管理方針とします。

- B 1 地区
 - 指定範囲ではありませんが、所有者の理解と協力に基づき、A 1 地区と同等の管理方針とします。
 - 樹体が存在する地区であるため、本地区で行う行為については、本樹に影響を及ぼすことがないように、事前に関係機関と協議することとします。
 - 優先的に文化財指定範囲の追加指定を行います。

- B 2 地区
 - 指定範囲ではありませんが、所有者の理解と協力に基づき、A 1 地区に準じた管理方針とし、本樹の生育に影響がある行為は原則行いません。また、地下水脈や日照に影響を及ぼす行為（保存に影響を及ぼす行為）は、原則として認めないこととし、影響が軽微な行為であっても、本樹の根の広がりを認める範囲において、根を切断する恐れがある場合は、現状変更の許可を受けることとします。
 - 宝生院のシンパクの保全を図るために、追加指定等、必要な措置を積極的に講じていきます。

- C 地区
 - 地下水脈や日照に影響を及ぼす行為（保存に影響を及ぼす行為）は、原則として認めません。
 - 所有者の理解と協力に基づき、宝生院のシンパクの生育に影響がある行為を行わないよう努めるとともに、適切な環境整備を進めます。
 - 町道路上に張り出した枝葉の生育状況や南側の幹の傾き、及び根の伸長状況等を的確に把握し、指定範囲の追加や町道の迂回、民有地の公有化、現

在の土地利用の見直し等を検討します。

(2) 活用について

宝生院のシンパクに関する情報発信を充実させ新たな支援者を生み出すために、情報に触れる・情報と繋がる機会を創り出していくため、次のように方針で取り組みます。

① 現在実施中の活用活動の継続と強化

- ◆ 宗教、見学、地域イベントの3つに分類される活動を継続しつつ、未来へ向けてその内容を充実させていきます。

② 新たな視点・切り口での活用活動の創造

- ◆ これまで宝生院のシンパクの貴重さや魅力を伝えきれていなかった方面に向けての情報発信や、協働イベントを実施します。そのような活動をとおして、宝生院のシンパクと触れ合う機会を創造し、それぞれの魅力を掛け合わせた相乗効果による認知度向上や価値の普及等を行い、新たな層の支援者を開拓します。

③ 保存管理とのバランスを保った活用活動

- ◆ 価値の普及や認知度向上、支援者の開拓に繋がる活用を実施していく上での遵守すべきルールを定めるとともに、関係者で共有し、保全と活用のバランスを整え、双方の活性化につなげます。

(3) 整備について

本樹周辺の土地利用を含めた整備について検討していくために、本樹及び周辺の環境整備を安全管理に配慮しつつ、次のような方針で取り組みます。

① 生育環境向上のための措置と保全対象範囲拡大の検討（保存のための整備）

- ◆ 樹体保全のための環境向上措置を講じていくことと並行し、保全行為の対象となる区画の変更について検討していきます。

② 看板等の設置による情報発信・提供能力の向上（活用のための整備）

- ◆ 看板などハード面の整備を実施し、現地での安全対策も含めた来訪者への情報発信及び情報提供能力を強化していきます。

(4) 運営方針と体制整備について

所有者・管理団体が主体となり、専門家や地域住民等と連携・協働しながら活動するため、次のように取り組みます。

● 所有者と管理団体を核とした地元住民と一体の協働活動

- ◆ 宝生院のシンパクの保存活用を推進していくための主体は、所有者と管理団体とします。両者が中心となり、密接に連携しつつ、地域住民や関係団体、樹木医等と協働しながら運営していくことを目指します。

● 体制内の役割整理と体制の維持または発展

- ◆ 運営に携わる人、組織の役割を再整理し、活動実施のための体制を維持、または発展させていくことを目指します

6. 施策の実施計画の策定と実施

宝生院のシンパク保存活用計画は、所有者である宗教法人寶生院の全面的な協力のもと、管理団体である土庄町が主体となり、関係団体（地元）や樹木医等と連携をしながら取り組んでいくことを基本とします。

本保存活用計画の計画期間内に実施すべき事項の概要、は次のとおりです。

(1) 計画期間を通じての事項

- 樹木の生育状況を把握するための定期観察と定期診断を行います。
 - ◆ 定期観察：四半期ごとに1回（管理団体による実施）
 - ◆ 定期診断：1年に1回、ただし5年に1回重点診断（所有者による実施）
 - ◆ 井戸水位調査：1年に1回（管理団体による実施）
 - (ア) 樹木医等の判断を仰ぎながら、指定範囲や樹冠下の安全対策を講じます。
 - (イ) 宝生院のシンパクについての理解が深まることを目指し、情報発信や教育環境、観光環境の整備を進めます。
- 上半期（令和4年～令和8年）の事項
 - ◆ 指定範囲及び周辺区域の整備計画を策定するための事前準備期間とし、本樹周辺及び周辺環境の情報収集や調査を行います。
 - (ア) 根系調査：樹木医に依頼し、実施（所有者・管理団体による実施）
 - (イ) 危険枝の切除：樹木医の診断を受け、令和5年度に実施（所有者による実施）
 - (ウ) 説明板更新及び注意喚起看板設置：令和6年度に実施（所有者・管理団体による実施）
- 下半期（令和9年～令和13年）の事項
 - ◆ 上半期に行った指定範囲及び周辺環境の情報収集や調査、研究を継続しつつ、本樹周辺及び周辺区域を含めた整備の基本計画を策定します。

7. 計画の進行管理

- 本計画の推進と実現にむけて、実施状況の把握のための進行管理を行います。
- 進行管理にあたっては、所有者と管理団体（土庄町）が連携して行い、土庄町組織内で文化財を所管する土庄町教育委員会事務局生涯学習課が中心となって全体的な取りまとめを行います。

- 進行管理の結果を分析することで現状把握や課題等を抽出し、今後の保存活用計画の見直しへ繋げていきます。



特別天然記念物「宝生院のシンパク」保存活用計画書【概要版】

発行日 令和4年3月

編集・発行 土庄町教育委員会

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1400 番地 2

土庄町教育委員会事務局 生涯学習課

TEL : 0879-62-7013 FAX : 0879-62-8302

